

川口市土木工事共通仕様書

(趣旨)

第1条 この共通仕様書は、川口市建設工事請負契約基準約款または川口市上下水道局建設工事請負契約基準約款、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この共通仕様書は、川口市が発注する土木工事（土木一式、舗装、造園または管。以下「土木工事」という。）に適用する。

(地場産業の振興)

第3条 地場産業の振興のため、使用材料については市産品企業・製品リストを確認し、市産品を活用すること。市産品企業・製品リストは、市ホームページに掲載の「公共工事における川口市産品の活用促進について」最新版を確認すること。

(下請負)

第4条 受注者は、下請契約を締結する場合は、極力市内業者に発注すること。

2 受注者は、前金払及び請負代金を受領したときは、極力1ヶ月以内のできる限り早い時期に下請負人へ支払うこと。

3 受注者は、建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金額内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示しなければならない。

4 受注者は、下請契約の締結後、施工体制に関わる書類（施工体制台帳等）を速やかに提出し、施工体系図を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げ、適切な施工体制を明確にし、一括下請の疑義が生じないように努めなければならない。また、監督員より一括下請負の疑義に関する書類提出およびその点検を求められた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

5 受注者は、下請契約を締結しない場合は、工事記録によりその旨報告すること。

(コリンズ登録)

第5条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、コリンズの登録を行うこと。なお、コリンズの登録申請を行う時期は次の通りとする。

受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

完成時：工事完成検査結果通知後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

訂正時：適宜登録機関に登録申請を行うこと。

契約内容（請負金額、工期）及び配置技術者に変更があった場合は、変更登録を行うこと。

- 2 変更契約前請負代金額が５００万円未満の工事が、変更契約により変更後請負代金額が５００万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。

（労災保険）

第６条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

（使用機械）

第７条 低騒音型低振動型建設機械を優先に使用すること。

（保安及び安全管理）

第８条 受注者は、工事施工箇所の道路状況等に応じ、歩行者、車輛等の通行に支障のないよう必要な資格を有する交通整理員を適切に配置することのほか、高齢者、障害者の安全を確保できるよう配慮し、交通事故防止及び交通障害防止に万全を期すこと。

- 2 受注者は、交通事故、交通障害及び紛争等が生じたときは、直ちに監督員に報告し、その解決に努めること。
- 3 受注者は、現場状況に応じ、やむを得ず交通整理員の配置計画を変更する場合は、事前に監督員と協議すること。

（工事看板の改善）

第９条 国土交通省道路工事保安施設設置基準による「路上工事看板設置関連通達改正のポイント」に基づき、道路利用者の立場に立った路上工事看板の設置改善に努めること。

（過積載の防止）

第１０条 受注者は、積載重量制限を超えて工事用資材等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

- 2 受注者は、違法改造車両等（さし枠装着車両等）および目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- 3 下請負人および資材納入業者の契約にあたって、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。
- 4 下請負人及び資材納入業者を選定するにあたって、交通安全に関する配慮に欠ける業者を選定しないこと。
- 5 以上のことについて、下請負人及び資材納入業者を指導すること。

（資源有効利用促進法に係る注意事項）

第１１条 本工事に伴って発生する産業廃棄物、発生土等は、建設リサイクル法等に基づく提出書類一覧により、仮置き場、処分先を明確にし、適切に処理しなければならない。

- 2 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、コブリス・プラスの登録を行い、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書及び登録済確認書（計画書用）

を施工計画書に含め、各 1 部提出し、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、計画の実施状況（実績）について、工事完成後速やかに再生資源利用[促進]実施書及び登録済確認書（実施書用）を各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存すること。

3 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを提出すること。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同様に写しを提出すること。

4 排出業者が建設廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

（1）紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、提出した一覧表と差異がないか確認を受けること。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

（2）電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受けること。また、工事検査時には受渡確認票および一覧表を提示しなければならない。

（建設リサイクル法に係る注意事項）

第 12 条 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。

以下「建設リサイクル法」という。）適用対象建設工事は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の基準以上のものとする。

対 象 建 設 工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額（消費税含む）1 億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額（消費税含む）500万円以上

2 受注者は、「建設リサイクル法」に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化するための施設に搬入する場合は、適正な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものである。

3 受注者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した「分別解体等の計画等」（別表 3）を作成し発注者に説明をしなければならない。なお、この様式は施工前に提出するものとする。

4 受注者は、契約前に「建設リサイクル法」第 13 条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号。）第 4 条に基づき、以下の項目を記載した「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」を作成し、提出しなければならない。なお、提出された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」

は発注者の確認を得た後、工事請負契約書に綴りこむものとする。

- ・ 分別解体等の方法
 - ・ 解体工事に要する費用
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
- 5 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「建設リサイクル法」第18条第1項に基づき、以下の事項等を「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受注者は同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

- 6 受注者は、工事の施工にあたっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図らなければならない。